

外来医療における紹介受診重点医療機関 の現況確認及び公表について

紹介受診重点医療機関について

○ 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化する。

- ① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、
- ② 「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。

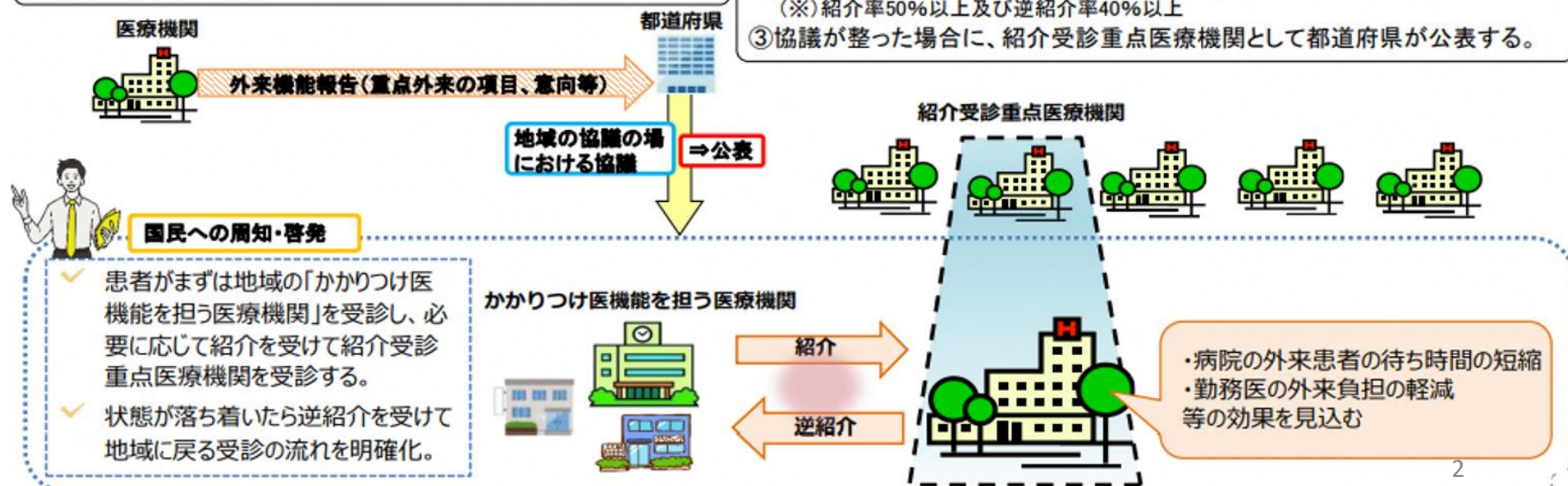
※ 紹介受診重点医療機関(一般病床200床以上の病院に限る。)は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

【外来機能報告】

- 「医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)」等の実施状況
 - ・ 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
 - ・ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
 - ・ 特定の領域に特化した機能を有する外来
- 紹介・逆紹介の状況
- 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

【地域の協議の場】

- ① 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準(※)を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。
(※) 初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ
再診に占める重点外来の割合25%以上
- ② 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関であっても、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等(※)を活用して協議を行う。
(※) 紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上
- ③ 協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。



紹介受診重点医療機関の公表にかかる基準

厚生労働省作成の「外来機能報告等に関するガイドライン」より、外来機能報告において医療機関の意向を確認した上で、以下の基準が示されている。

《公表基準》

医療資源を重点的に活用する外来（重点外来）に関する基準（AかつBを満たす）

A：初診の外来件数のうち「重点外来」の件数の占める割合 $n \geq 40\%$

B：再診の外来件数のうち「重点外来」の件数の占める割合 $n \geq 25\%$

※ 医療資源を重点的に活用する外来（重点外来）について

①医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来

（例：がんの手術のために入院する患者が術前の説明・検査や術後のフォローアップを外来で受けた等）

②高額等の医療機器・設備を必要とする外来（例：外来化学療法加算や外来放射線治療加算等を算定）

③特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来等）

（例：診療情報提供料Ⅰを算定した30日以内に別の医療機関を受診した場合、当該「別の医療機関」の外来）

《参考とする基準》

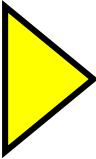
上記を満たさない医療機関においては、紹介率・逆紹介率を参考とする。

紹介率： $n \geq 50\%$ 及び 逆紹介率： $n \geq 40\%$

公表済みの紹介受診重点医療機関の取扱い

Q：すでに紹介受診重点医療機関として公表されている医療機関は、地域の協議は省略可能か。（公表継続の医療機関の協議省略が可能か。）

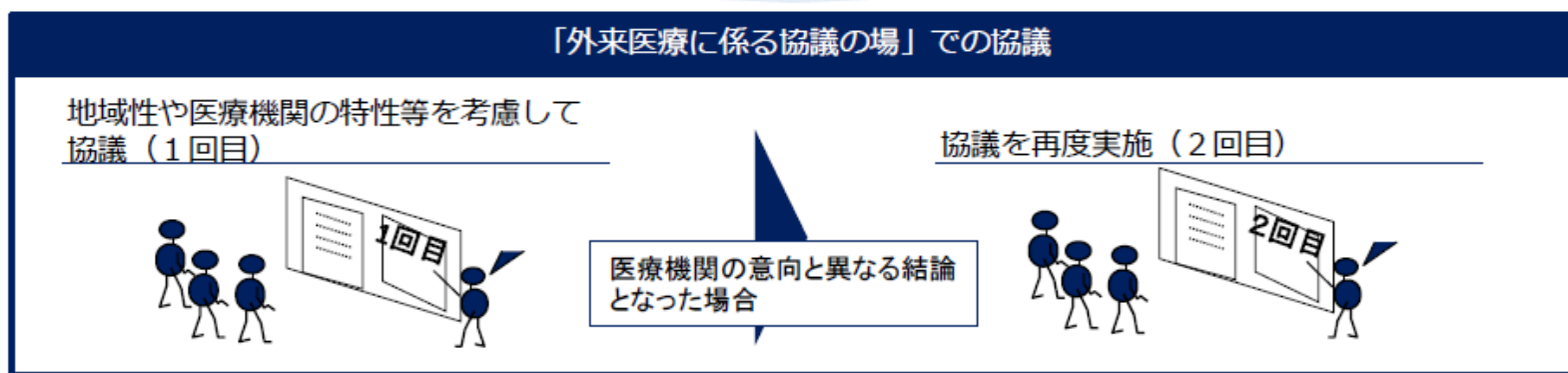
A：紹介受診重点医療機関の公表にあたっては、すでに紹介受診重点医療機関として公表されている医療機関も含め、毎年度協議の場において確認が必要。

- 
- ・ **公表済みの医療機関**は、毎年度の現況確認による地域医療構想調整会議での確認が必要。
 - ・ **新規公表希望の医療機関**は、地域医療構想調整会議で協議が必要。
※協議が完了した後に公表を行う。

紹介受診重点医療機関の公表にかかる協議の進め方①

令和5年5月17日付厚生労働省
医政局地域医療計画課通知

		意向あり	意向なし
紹介受診重点外来の基準	満たす	1 紹介受診重点医療機関 *「外来医療に係る協議の場」での確認	2 「外来医療に係る協議の場」での協議
	満たさない	3 「外来医療に係る協議の場」での協議	



【紹介受診重点外来の基準と医療機関の意向の考え方】

- 1** 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向あり」の場合
 - ・ 特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。
- 2** 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向なし」の場合
 - ・ 当該医療機関の意向が第一であることを踏まえつつ、当該地域の医療提供体制のあり方を協議の上、2回目の協議に改めて意向を確認する。
- 3** 「紹介受診重点外来の基準を満たさない×意向あり」の場合
 - ・ 紹介受診重点外来に関する基準に加え、紹介率・逆紹介率等を活用して協議を行う。

紹介受診重点医療機関の公表にかかる協議の進め方②

令和5年5月17日付厚生労働省
医政局地域医療計画課通知

紹介受診重点外来の
基準*確認

紹介受診重点医療機関に
おける意向の確認

意向に対する地域の協
議の場の結論の確認

協議の場での協議が求められる

検討の方向性

基準を満たす

医療機関の意向有り

意向と合致

特別な事情がある場合

医療機関に意向なし

意向と合致

意向と合致しない

基準を満たさない

医療機関の意向有り

意向と合致

意向と合致しない

医療機関に意向無し

意向と合致

意向と合致しない

紹介重点受診医療機関となる
ことを想定

再協議

紹介受診重点医療機関になら
ないことを想定

再協議

紹介受診重点医療機関となる
ことを想定

再協議

対象外

* 紹介受診重点外来の基準：
・ 初診基準:40%以上（初診の外来件数のうち
「医療資源を重点的に活用する外来」の件数
の占める割合）
・ 再診基準が25%以上（再診の外来件数のうち
「医療資源を重点的に活用する外来」の件数
の占める割合）

報告対象医療機関